

2023年1月13日公表

2024年3月29日更新

要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の公表について

建築物の耐震改修の促進に関する法律第9条の規定に基づき、次のとおり公表します。

(1) 公表一覧

- ・ 国道1号
- ・ 主要地方道清水停車場線
- ・ 県道入江富士見線
- ・ 主要地方道山脇大谷線
- ・ 市道丸子池田線
- ・ 主要地方道中島南安倍線
- ・ 市道中町長谷通線
- ・ 主要地方道井川湖御幸線
- ・ 県道藤枝静岡線

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

(3) 附表2 記号の説明

静岡市都市局建築部建築指導課

(1) 公表一覧

No	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価(I, II, III)	耐震改修等の予定		備考
								内容	実施時期	
1	国道1号	中部電力パワーグリッド株式会社 清水営業所本館	静岡市清水区二の丸町301番地外	事務所	2(5-1)	$I_s/I_{s0}=1.08$	III			
2	国道1号	コープハイツ二の丸	静岡市清水区二の丸町305番地1	共同住宅	2(5-6) 充腹材	$I_s/I_{s0}=1.07$ $C_{TU} \cdot S_D=0.50$	III			
3	国道1号	ハイツ元城	静岡市清水区元城町1385番地1	店舗 事務所 共同住宅	2(3-2)	$I_s=0.14$ $q=0.56$	I			
4	主要地方道 清水停車場線	静岡県立清水東高等学校 管理教室棟	静岡市清水区秋吉町144番地3	高等学校	2(5-1)	$I_s/I_{s0}=1.6$	III			
5	主要地方道 清水停車場線	静岡県立清水東高等学校 第1体育館	静岡市清水区秋吉町144番地3	高等学校	SRC造部分	2(5-5) 充腹材	$I_s/I_{s0}=2.3$ $C_T \cdot S_D=1.38$	III		
					S造部分	2(7)	$I_s=1.77$ $q=2.31$	III		
6	県道 入江富士見線	明治安田生命 清水桜が丘営業所	静岡市清水区桜が丘町35番地2	事務所	2(5-3)	$I_s/I_{s0}=1.35$ $C_{TU} \cdot S_D=0.85$	III			
7	主要地方道 山脇大谷線	千代田消防署	静岡市葵区東千代田二丁目114番地1 外	消防署	2(5-3)	$I_s/I_{s0}=2.16$ $C_{TU} \cdot S_D=1.33$	III			
8	主要地方道 山脇大谷線		静岡市葵区古庄三丁目1350番地5 外	展示場併用住宅	2(3-2)	$I_s=0.07$ $q=0.29$	I			
9	主要地方道 山脇大谷線	NTT 長沼ビル	静岡市葵区長沼二丁目10番地	電報電話局	2(5-1)	$I_s/I_{s0}=1.56$	III			
10	市道 丸子池田線	静岡南郵便局	静岡市駿河区有明町9番地1	郵便局舎	2(5-3)	$I_s/I_{s0}=1.03$ $C_{TU} \cdot S_D=0.63$	III			
11	主要地方道 中島南安倍線	佐野ビル	静岡市駿河区中原933番地13	居宅 店舗	2(3-2)	$I_s=0.34$ $q=1.35$	II	検討中	検討中	
12	主要地方道 中島南安倍線	緑が丘ビル	静岡市駿河区緑が丘町805番地132 外	店舗 事務所 共同住宅	2(5-3)	$I_s/I_{s0}=0.8$ $C_{TU} \cdot S_D=0.52$	II	耐震改修	検討中	
13	主要地方道 中島南安倍線	静岡資材株式会社	静岡市葵区南安倍一丁目8番地5 外	事務所	2(5-3)	$I_s/I_{s0}=1.01$ $C_{TU} \cdot S_D=0.64$	III			
14	市道 中町長谷通線	新中町ビルパーキング	静岡市葵区追手町259番地6	立体駐車場	2(3-2)	$I_s=0.34$ $q=1.35$	II			
15	市道 中町長谷通線		静岡市葵区馬場町11番地2	店舗併用住宅	2(3-2)	$I_s=0.05$ $q=0.21$	I	検討中	検討中	
16	主要地方道 井川湖御幸線	静岡中央ビル	静岡市葵区追手町229番地16	事務所	2(5-5) 充腹材	$I_s/I_{s0}=0.65$ $C_T \cdot S_D=0.20$	II	建替え	検討中	
17	主要地方道 井川湖御幸線	興産ビル	静岡市葵区追手町229番地10	店舗 事務所	2(3-2)	$I_s=0.18$ $q=0.73$	I	解体	令和5年度 予定	

No	前面道路名	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果	安全性の評価(I, II, III)	耐震改修等の予定		備考
									内容	実施時期	
18	主要地方道井川湖御幸線	新中町ビル	静岡市葵区追手町259番地6	事務所 共同住宅	2(5-5) 充腹材		$I_s/I_{SO}=0.9$ $C_T \cdot S_D=0.45$	II			
19	主要地方道井川湖御幸線	沢野ビル	静岡市葵区中町8番地 外	店舗 事務所	S造部分	2(3-2)	$I_s=0.34$ $q=1.36$	II			
					SRC造部分	2(5-6) 充腹材	$I_s/I_{SO}=3.28$ $C_{TU} \cdot S_D=2.00$	III			
20	主要地方道井川湖御幸線	金原仲町コーポラス	静岡市葵区中町10番地	店舗 共同住宅	2(5-3)		$I_s/I_{SO}=0.66$ $C_{TU} \cdot S_D=0.41$	II			
21	主要地方道井川湖御幸線	静岡市立賤機南小学校南校舎	静岡市葵区松富三丁目146番地外	小学校	2(5-3)		$I_s/I_{SO}=1.76$ $C_{TU} \cdot S_D=1.1$	III			
22	県道藤枝静岡線	チサンマンション本通	静岡市葵区本通三丁目23番地1	共同住宅 店舗	2(5-6) 充腹材		$I_s/I_{SO}=0.78$ $C_{TU} \cdot S_D=0.37$	II			
23	県道藤枝静岡線	MBOビル	静岡市葵区本通二丁目3番地8	共同住宅	2(5-6) 非充腹材		$I_s/I_{SO}=0.47$ $C_{TU} \cdot S_D=0.28$	I	検討中	検討中	
24	県道藤枝静岡線	中部電力パワーグリッド株式会社静岡支社本館	静岡市葵区本通二丁目4番地1	事務所	2(5-3)		$I_s/I_{SO}=1.43$ $C_{TU} \cdot S_D=0.38$	III			
25	県道藤枝静岡線	シャンボール本通	静岡市葵区本通二丁目1番地3	店舗 共同住宅	A棟	2(5-5) 充腹材	$I_s/I_{SO}=0.98$ $C_T \cdot S_D=0.61$	II			
					B棟	2(5-5) 充腹材	$I_s/I_{SO}=0.76$ $C_T \cdot S_D=0.38$	II			
26	県道藤枝静岡線	荒井ビル	静岡市葵区本通一丁目3番地6	店舗 共同住宅	2(3-2)		$I_s=0.07$ $q=0.28$	I	検討中	検討中	
27	県道藤枝静岡線	ひきのビル	静岡市葵区本通一丁目3番地3	店舗 事務所	2(5-3)		$I_s/I_{SO}=0.35$ $C_{TU} \cdot S_D=0.21$	I			
28	県道藤枝静岡線	静岡追手町ビル	静岡市葵区追手町45番地9	事務所	2(3-2)		$I_s=0.21$ $q=0.85$	I			
29	県道藤枝静岡線	松下工機	静岡市葵区本通五丁目1番地7	店舗 住宅	2(5-3)		$I_s/I_{SO}=0.9$ $C_{TU} \cdot S_D=0.31$	II	検討中	検討中	
30	県道藤枝静岡線	有限会社エヌ・ティービル	静岡市葵区本通六丁目1番地11 外	店舗 事務所 共同住宅	2(5-3)		$I_s/I_{SO}=0.43$ $C_{TU} \cdot S_D=0.28$	I	検討中	検討中	
31	県道藤枝静岡線		静岡市葵区本通八丁目4番地1	店舗 事務所 倉庫 住宅	2(5-3)		$I_s/I_{SO}=0.48$ $C_{TU} \cdot S_D=0.32$	I			
32	県道藤枝静岡線	株式会社東海電気工業所	静岡市葵区本通六丁目3番地4	事務所	2(5-3)		$I_s/I_{SO}=0.73$ $C_{TU} \cdot S_D=0.44$	II			

※ 以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。
 I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
 II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
 III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
 ※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{SO} に用いる I_{SO} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。
 ※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、附表の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※ 耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。なお、(1)公表一覧表に記載がない方法は、網掛けしている。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
1(1)	指針第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_W < 0.7$	$0.7 \leq I_W < 1.0$	$1.0 \leq I_W$
1(2)	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
1(3)	指針第1第三号に定める建築物の耐震診断の方法	—	基準に適合しない	基準に適合する
2(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
2(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
2(3-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978年版)	$V_R/V_I < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < V_R/V_I$
2(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
2(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$
2(4-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性			
		I	II	III	
		大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い	
2(5-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)	$I_s/I_{S0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S0}$	
2(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$	
				$1.25 < C_T \cdot S_D$	
2(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版、2017年版)	$I_s/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$	
2(5-4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{S0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S0}$	
2(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
2(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	$I_s/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.125 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合	$I_s/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.14 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{S0}$ かつ $0.28 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
2(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GI_s < 1.0$	
				$1.0 \leq GI_s$	
2(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$	

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
2(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$
2(10-1)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
2(10-2)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 < 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 < 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量
		換算壁枚数 < 基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 \leq 換算壁枚数 < 基準壁枚数	基準壁枚数 \leq 換算壁枚数
2(10-3)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 < 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 < 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量
		換算壁長 < 必要壁長/2	必要壁枚数/2 \leq 換算壁長 < 必要壁長	必要壁長 \leq 換算壁長
2(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
2(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法	—	—	要件を全て満たす
2(14)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」に定める耐震診断基準	—	耐震診断基準に適合しない	耐震診断基準に適合する
2(15)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる

I. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

II. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

III. 大規模の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

(※)震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

(3) 附表2 記号の説明

記号	名称	説明
I_s	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する 個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる
I_{s0}	構造耐震判定指標	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性能の有無を判定するための指標 全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に 0.6
$C_T \cdot S_D$ $C_{TU} \cdot S_D$	累積強度指標 (C_T) 終局限界における累積強度 指標 (C_{TU}) 形状指標 (S_D)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標 建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると (地震時の倒壊は免れても) 外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するために、一定の「強度 (堅さ)」を確保
V_R	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 建物が倒壊するまでに吸収し得るエネルギー量の大きさを表した指標
V_I	地震入力指標	<ul style="list-style-type: none"> 地震により建物に入ってくるエネルギーの大きさを表した指標 $V_R > V_I$ の場合に、「耐震性あり」と判定される
q	保有水平耐力に係わる指標	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標
Z	地震地域係数 (地域指標)	<ul style="list-style-type: none"> 建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数 ($Z=0.7 \sim 1.0$) 静岡は $Z=1.0$ (県構造設計指針により $Z_s=1.2$ に割り増し)
G	地盤指標	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数 「がけ地」や「局所的な高台」などの場合に割り増し
U	用途指標	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数
R_t	振動特性係数	<ul style="list-style-type: none"> 地盤種別ごとに、建物の固有周期に対して、入力地震による建物の層せん断力を低減させる係数